

# 福岡県公報

平成十八年四月十四日

第二千五百二十一号

増刊 ①

## 目次

規則（第五十四号）

○福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則（障害者福祉課）…………一

○県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令

（教育庁高校教育課）…………一

## 規則

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年四月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十四号

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年福岡県条例第十二号。以下「条例」という。）第三条及び第四条の規定に基づき、医師その他福岡県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の指定する者に支給する報酬の額及び不服審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

**第二条** 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百

条第一項に規定する会長は、会務を総理し、不服審査会を代表する。

（会議）

**第三条** 不服審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 不服審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 不服審査会の議事（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十八条第一項の合議体で取り扱うものを除く。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （合議体）

- （専門調査員）
- 第五条 不服審査会に、審査請求の事件に関し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くものとする。

- 2 専門調査員は、障害者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有するもののうちから、知事が任命する。
- 3 専門調査員は非常勤とし、その任期は一年とする。
- 4 専門調査員は、再任されることができる。

（報酬及び費用弁償）

**第六条** 条例第三条の規定による規則で定める報酬の額は、法第二百三十三条第一項の診断その他の調査（以下「診断等」という。）一件につき、一万二千六百円とする。

2 法第二百三十三条第一項の医師その他不服審査会の指定する者（県の常勤の職員を除く。）が診断等を行ったときは、当該診断等に要した費用の弁償として、診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）により算定した額（初診料、再診料及び往診料を除く。）を支給する。

（庶務）

**第七条** 不服審査会の庶務は、保健福祉部障害者福祉課において処理する。

（補則）

**第八条** この規則に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が

不服審査会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 福岡県教育委員会訓令第一号

## 教育委員会

各県立学校

○ 県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月十四日

福岡県教育委員会

県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校の修学旅行の基準等に関する規程（昭和四十六年二月福岡県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規程」を「訓令」に、「第三条」を「第五条第一項」に改め、第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条中「標準」を「下限」に改め、同条を第四条とし、第六条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第五条とする。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の県立学校の修学旅行の基準等に関する規程の規定は、同日以後に出発する旅行から適用する。